

## 指名停止措置について

### 記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、(株)山田組(所在地 石川県河北郡津幡町)に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

平成29年 3月15日

国土交通省  
北陸地方整備局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

(問い合わせ先)

新潟市中央区美咲町1丁目1番1号 新潟美咲合同庁舎1号館

国土交通省 北陸地方整備局

総務部 契約課長 早矢仕一成 Tel 025-370-6647 (ダイヤルイン)

総務部 契約管理官 外山 幸博 Tel 025-370-6650 (ダイヤルイン)

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
(株) 山田組	石川県河北郡津幡町字横浜い33-1

2. 指名停止措置期間：平成29年3月15日 ～ 平成29年4月25日（6週間）

3. 指名停止措置の範囲：北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者は、石川県内における民間事業者発注の工場新築工事について、建築工事業の許可を受けていないにもかかわらず、建設業法施行令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて契約を締結したことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、平成29年1月26日、石川県知事から7日間の営業停止命令を受けた。

5. 措置理由

上記4. については「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第13号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

（指名停止措置要領別表第2）

措 置 要 領	期 間
1～12 略 （建設業法違反行為） 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当である認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。 14～16 略	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内